



【地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出にチャレンジ！！】

十日町市 再生可能エネルギー活用促進補助事業

十日町市では地球温暖化対策の推進と、地域資源を活用した再生可能エネルギー創出の促進を目的とし、家屋等に自然エネルギーを利用した機器及び設備を設置する場合、予算の範囲内(先着順)で補助金を交付します。



太陽光発電

H22年度の事業開始から
累計105件の補助実績！

出力1キロワット当たり15万円を補助！！
(上限60万円)

※蓄電池が導入されている住宅も受給可能
令和2年度の住宅用太陽光発電(10kW未満)の
買取価格 → 21円/kWh

地中熱利用

累計4件の補助実績！

補助対象経費の1/3を補助！！
(上限80万円)



木質バイオマスストーブ等

H20年度の事業開始から
累計225件の補助実績！

補助対象経費の1/3を補助！！
(上限15万円)

※ペレットストーブも薪ストーブも受給可能！！

平成31年度から、上記3種のすべての機器について、事業所も対象者に拡大しています。

十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金申請のながれ

対象となる機器・補助金額

対象区分	要件	補助額
太陽光発電	家屋の屋根等への設置に適したもので、発電した電力を全量自家消費するもの。またはその余剰電力を売電するもの	太陽電池の出力 1 キロワット当たり 15 万円(上限 60 万円)
地中熱利用	地中熱交換井に熱交換器を挿入し、不凍液等を循環させ、ヒートポンプ等で熱交換を行い冷暖房、給湯、融雪及び凍結防止に利用する設備で、かつ地下水の採取がないもの。または採取後地中に還元するもの。	補助対象経費の 1/3(上限 80 万円)
木質バイオマスストーブ等	木質のペレット、チップまたは薪を燃料とする暖房機、ボイラーとし、二次燃焼構造を有するもの(薪の場合は燃焼効率 70%以上のものも可)	補助対象経費の 1/3(上限 15 万円)

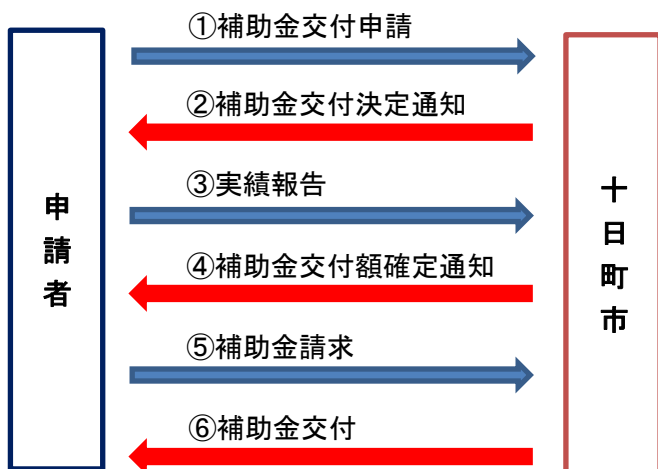
※ 補助金交付額は 1,000 円未満を切り捨てた額になります

補助対象者

以下のいずれにも該当する必要があります。

- ・市内に住所を有する者(転入予定者を含む)、または市内に事業所を有する事業者で、いずれの場合も市税の未納がないこと。
- ・市内に所在する住宅または事業所に設置することとし、借家等の場合は所有者の承諾が必要。
- ・未使用の補助対象機器を設置し、年度内に設置完了ができること。
- ・過去に同一の補助対象機器の補助を受けていないこと。

申請のながれ



～重要なポイント～ ※Q & Aにも解説があります

- ①申請は手続き代行が可能です。手続き代行者は、申請者に補助金の条件内容など詳しい説明をお願いします。
 - ②交付決定通知日以降に機器の購入、工事に着手してください。
 - ③工事が完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。
※完了から1ヶ月以内か、3月10日のいずれか早い日までに提出してください。
- なお、補助対象経費等に変更が生じる場合は、軽微な変更を除き、実績報告前に変更交付申請を行う必要があります。
- ④実績報告書を審査し、交付額の確定を文書でお知らせします。
 - ⑤額確定通知日以降の日付で請求書を作成、提出してください。
 - ⑥請求書を受理してから、3週間以内を目処に指定口座に補助金を振り込みます。

申請・お問合せ先

十日町市役所 環境エネルギー部 エネルギー政策課 エネルギー政策係
TEL 025-757-3198(直通) / fax 025-752-4635

